



(平成30年5月2日)

三井住友信託銀行 年金企画部

【確定給付企業年金】 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」 の改正に係るパブリックコメント手続きの開始

平成30年4月27日、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の改正案に係るパブリックコメント手続きが開始され、5月27日までの間、意見募集が行われております。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180016&Mode=0>

I. 概要

平成30年4月20日の第20回社会保障審議会企業年金部会において、確定給付企業年金制度において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に事業主が拠出する特例掛金の拠出方法の変更、及び総合型DB基金におけるAUP（合意された手続き業務）導入について議論されました。

これを踏まえて、確定給付企業年金法施行規則の一部改正については、平成30年4月23日付でパブリックコメントの手続きが開始されておりますが、今般、承認認可通知（確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について）の改正案についても、意見募集が実施されるものです。

（平成30年4月20日の第20回社会保障審議会企業年金部会の内容については、[平成30年4月20日付 SuMi TRUST年金ニュース](#)、確定給付企業年金法施行規則の一部改正のパブリックコメントの手続きについては、[平成30年4月24日付 SuMi TRUST年金ニュース](#)をご参照ください。）

II. 施行期日

○ 特例掛金の拠出方法の変更にかかる改正

公布の日から施行予定です。なお、平成31年3月末以前に終了する事業年度の決算においては、改正前の承認認可通知によることも可能となる予定です。（平成30年4月23日に公開された「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案」と同じ取り扱い）

○ 総合型DB基金におけるAUPにかかる改正（事業運営基準の改正）

平成31年度の決算から適用予定です。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581